

2025年度町田市教育委員会

第2回定例会会議録

1、開催日 2025年5月9日

2、開催場所 第二、三、四、五会議室

3、出席者 教 育 長 小 池 慎一郎
委 員 後 藤 良 秀
委 員 森 山 賢 一
委 員 井 上 由 奈
委 員 関 根 美 咲

4、署名者 教育長
委 員

5、出席事務局職員	学校教育部長	石 坂 泰 弘
	生涯学習部長	中 村 考 志
	教育総務課長	伊 藤 豪 章
	教育総務課担当課長（学校支援担当）	上 林 真理子
	新たな学校づくり推進課長	田野倉 隆 彦
	新たな学校づくり推進課担当課長	佐 藤 健
	施設課長	本 田 律
	施設課担当課長	鈴 木 悠 太
	学務課長	池 澤 竜 臣
	保健給食課長	林 啓
	保健給食課担当課長	三 宅 紳 平
	指導室長（兼）指導課長	大 山 聡
	指導課担当課長（統括指導主事）	新 井 拓
	指導課担当課長	水 谷 成 臣
	教育センター所長	鈴 木 敬 之
	教育センター担当課長（統括指導主事）	鈴 木 和 宏
	生涯学習総務課長	西久保 陽 子

書	記	中 里 典 子
書	記	板 垣 有美子
書	記	田 中 優 太
書	記	天 野 昂
速 記 士		帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、請願、提出議案及び結果

請願第13号 子どもたちの命を守るために推進計画の見直しを求める請願

不 採 択

議案第5号 町田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について 原 案 可 決

議案第6号 町田市教育委員会請願等取扱要項の一部改正について 原 案 可 決

議案第7号 町田市学校安全衛生推進会議及び衛生委員会規程の一部を改正する規程について 原 案 可 決

議案第8号 町田市中学校給食センター条例（案）について 原 案 可 決

議案第9号 第33期町田市文化財保護審議会委員の委嘱について 原 案 可 決

7、傍聴者数 13名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は後藤委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。本日は、請願が1件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第13号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。また、議案第8号につきましては、今後の市議会における議決案件であることから、非公開とさせていただき、日程第3の報告事項終了後に、一旦休憩をとり、関係者のみお残りいただいて、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、請願第13号「子どもたちの命を守るために推進計画の見直しを求める請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 私は本町田小学校の元保護者のアライと申します。本日は意見陳述の場を設けていただき、ありがとうございました。

提出しました請願書に沿って意見陳述させていただきます。

2020年11月に町田市内の小学校6年生の女兒が自宅でみずから命を絶つ事件が起きました。遺族から、自殺の原因がいじめにあるのではとの申し出を受けて、調査報告書が提出されました。また、その提出の前に、遺族から重大事態に対する申請があり、重大事態調査経過報告書が提出されました。町田市長はさらなる検証が必要と判断し、法律、教育、I C T、心理の専門家で構成されるいじめ問題調査委員会に諮問し、2021年11月から2024年2月までの2年3カ月の間に49回の委員会を開催し、再調査報告書が提出されました。

まず、私は、情報公開請求で得た3枚の遺書を読ませていただきました。これを読むと、自殺した大きなきっかけがいじめにあることがよくわかります。いじめのない、信頼し合える温かい関係が学級にあれば、彼女が死を選ぶことはなかったと思います。そして、彼

女は、「自分と同じように苦しむことがないようにして」と読み手の私たちに訴えかけているように感じました。その彼女の命がけの願いをかなえるために、私はこの請願書を作成しました。

文部科学省の調査によると、2 ページ目の最初の 3 つの折れ線グラフのとおり、いじめや不登校と同じように、子どもの自殺者が近年増加しています。また、その下の棒グラフのとおり、町田市でも不登校が全国と同じように急激にふえています。

全国と町田市の不登校を比較すると、町田市は小学生が 7 % 多く、中学生が 16 % 多い結果になりました。また、全国の自殺者の割合を仮定して町田市で 1 人が自殺する年数を計算すると、小学生が 23 年に 1 人、中学生が 2.7 年に 1 人になります。小学生が 23 年に 1 人であることを考えると、今回の事件は大変まれなケースです。この事件の教訓を生かして、子どもの命を守る対策に全力を上げていただきたいと思います。

また、子どもの自殺や不登校について研究している精神科医は、10 代や 20 代で亡くなられた方の多くが不登校を経験していたと述べており、自殺と不登校が関係していることを示唆しています。私は、子どもの自殺を防ぐためには、不登校を減らすことが大切であると考えます。

次に、5 人の有識者が作成した再調査報告書を読みました。報告書を読んで最もショックだったのは、彼女が遅くとも 4 年生のころから、いついじめられてもおかしくない友人関係に身を置いてきたことで、3 年間もつらい状況に置かれていました。

報告書は、学校に行き続ける中でこうむったストレスが心を弱らせていったであろう。こうした友人関係とそれを許してきた学級あるいは学年全体の力動の中で、重大事態に至ったと考えるのが妥当であろうと述べています。さらに、安心・安全な学級経営ができていたら、彼女の自死を防げた可能性があるかと結論づけています。私もそのとおりだと思います。

そして、報告書の提言では、自死という最悪の結果を防止するために、学校と教員が何をなすべきであったかを検討し、提言すると記しています。

その後、省略し、3 ページ目の中ほどから読みます。

以上から、子どもの命を守るために、次の 4 点が大切です。①誰もが安心して通える学級・学校づくり。②教員一人ひとりが児童と信頼関係を築くこと。③教員が管理職も含めて、お互いを信頼して相談し合い、情報を共有し、対応できること。④クラスの児童数を減らすこと、教員の人数をふやすこと。

そして、調査委員を構成する法律、教育、ICT、心理の5人の専門家が、2年3カ月の時間をかけて導き出したこれらの科学的根拠のある知識に基づいて、子どもの命を守るための対策を立案して実施することが、町田市教育委員会の最優先の課題であると考えます。

この①から④の相互関係は次のようになっていると考えます。子どもの命を守るための対策のゴールは、誰もが安心して通える学級・学校づくりです。その実現のために、教員が児童との信頼関係を築くこと、教員がお互いに信頼して対応できることが必要であり、その土台として1クラスの児童数を減らすこと、教員の人数をふやすことが大切です。

この中で最も大切なのは、教員と児童や保護者との間や、教員の間に信頼関係を築くことだと考えます。そのためには、誠実に対応を重ねてお互いに理解し合うことが大切です。その対話の時間を確保するためには、教員に余裕があることが不可欠です。そのためには、教員1人当たりの子どもの数が少ないこと、教員の労働時間が短いことが大切だと考えています。

その後の人間関係の複雑さの説明は省略します。

次に、学校規模と1クラス当たりの子どもの数の関係について考察した結果を述べますが、計算の方法の説明は省略します。

5 ページ目の一番上のグラフは、統計資料のデータを使って作成した町田市内全ての小学校の学校規模と1クラス当たりの子どもの数の平均との関係をプロットしたグラフです。学校規模が小さいほど、1クラス当たりの子どもの数が少なく、教員の目が行き届くことがわかります。

次に、学校規模と教員1人当たりの子どもの数の関係について述べます。

5 ページ目の下のグラフは、統計資料のデータを使って、学校規模と教員1人当たりの児童数を計算してプロットしたものです。本町田地区の場合、3校が1校に統合されますので、校長、副校長、養護教員などは3人が1人になりますので、学校規模が大きくなると、教員1人当たりの子どもの数がふえることが予想されますが、そのとおりであることがわかります。このグラフから、学校規模が大きいと、学校全体で教員の目が行き届かなくなることがわかります。

次に、学校規模と教員の仕事量の関係について述べます。

6 ページ目のグラフは、文部科学省が調査した学級規模と担任教員の在校時間の関係です。20人より小さいクラスでは、子どもの人数が少なくなるほど担任教員の在校時間が

減っています。このことから、破線で示すように、クラスの子どもの数が減ると、それに比例して教員の仕事量が減ると考えられます。先に示したグラフのとおり、学校規模が大きくなると、クラス当たりの子どもの数がふえますので、このグラフから、学校規模が大きくなると、教員の仕事量がふえる関係にあることがわかります。

次に、本町田小学校の実践を紹介します。本町田小学校は、報告書の提言の最初に記された「誰もが安心して通える学級・学校づくり」を目指してきました。そのために、学年ごとに担当教員が学年の全ての子どもたちの状況を把握し、その中で問題を抱えた子どもについては、学校内の全ての教員が名前を覚えて声かけし、子どもが困ったときには、学校の最高責任者である校長の部屋にいつでも逃げ込めるようにしてきました。

その中で、報告書に記された、教員が児童らと信頼関係を築くことや、教員が管理職も含めて、お互いを信頼して相談し合い、情報を共有し、対応することを行ってきました。また、まちともの支援員や教育ボランティアの地域住民の皆さんとも情報を共有して、子どもたちを見守ってきました。

その結果、校長が（記念誌に）記しているとおり、「卒業生や在校生がこの学校での楽しかった思い出を抱いて」、ふるさととしたい。保護者から「大家族のような理想の学校」と言ってもらえるような温かさのある学校を実現できていました。

以上の事実を踏まえ、報告書の提言に従えば、子どもの命を守るためには、学校規模を大きくし、教員を減らす新たな学校づくり推進計画を見直すことが不可欠であると考えます。そして、全ての学校を残すことができれば、少子化が進むことによって、教員相互や教員と子どもたち、子どもたち同士、保護者、地域住民との間に信頼関係を築くことができ、子どもたちが安心して通える学校に全ての学校を変えることができると考えます。そうすれば、町田は不登校が少なく、子育てしやすいまちとして、子育て世代に選ばれるまちになると考えます。

そこで、子どもの不登校や自殺を防ぎ、子どもの命を守るために、新たな学校づくり推進計画を見直すことを求めます。

ご清聴ありがとうございました。

○教育長 請願者による請願第13号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げます。請願者は教育長の許可をとって発言し、また委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第13号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者へのご質問などございましたらお願いいたします。——特にはよろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第13号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 「子どもたちの命を守るために推進計画の見直しを求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、2040年度における町田市立小・中学校の児童・生徒数が、2020年度と比べて30%以上減少すると見込んでおり、2024年に実施した推計では、町田市新たな学校づくり推進計画の策定時に実施した2020年度推計よりさらに減少のスピードが速まっております。また、少子高齢化や学校施設の老朽化が進み、厳しい財政状況の中で、全ての学校施設を維持し、教育環境を充実させていくことは困難と考えております。

そのため、教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応するため、学校統合を「未来の子どもたちにより良い環境をつくる機会」と前向きに捉え、町田市新たな学校づくり推進計画に基づき、新たな学校づくりの取り組みを進めております。

2020年11月に町田市立小学校で発生した件で、2024年2月に町田市いじめ問題調査委員会から市長に答申された再調査報告書には、いじめと自死との因果関係について、原因は複合的なものであり、学校要因も一因ではあるが、これのみが原因とは特定できないと示されております。また、教育委員会では、町田市立小・中学校全校のいじめの認知件数と不登校児童・生徒の発生率を毎年調査しており、その調査から、学校規模といじめの認知件数、不登校児童・生徒数との相関関係はないことがわかっております。

いじめや不登校については、学校規模にかかわらず、どの学校でも起こり得るものであり、喫緊の課題であると考えているため、学校全体で組織的に対応しております。

まず、教育委員会では、児童・生徒がいじめによって悩み苦しむことがなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さないという決意を持って、教育委員会と学校が一丸となって、いじめの未然防止等に取り組んでおります。

具体的には、一人ひとりの児童・生徒の学校生活での意欲や満足感並びに学級集団の状態を測定する心理検査「hyper-QU」を、2022年度から小学校5年生及び中学校2年生に対して実施するとともに、いじめに関する授業を全学年、年3回以上実施するなど、児童・生徒にとって安全・安心な学校・学級づくりを行っております。

児童・生徒が気軽に相談できるよう、タブレット端末のブックマークには、相談窓口の一覧や相談先のリンクを登録し、また、長期休業期間前後には相談先の一覧を配布しております。また、いじめの事案の確認、いじめ事案への対応方針の検討、経過報告など組織的に対応していくために、学校いじめ対応チーム定例会を月1回実施することや、校内におけるいじめに関する研修を年3回以上実施し、そのうちの1回は重大事態について取り扱うことなど、学校の組織力向上や教職員の対応力向上に向けた取り組みも実施しております。

さらに、教育委員会が主催の中学生フォーラムを実施し、いじめを含めた学校生活の中にある課題などのテーマに沿って、各学校の取り組みについて意見交換をしたり、自分たちに何ができるかを主体的に話し合ったり、メッセージなどにまとめ、市立小・中学校へ発信しております。各学校では発信された意見を踏まえ、テーマに応じた取り組みを実施しております。今後においてもいじめの未然防止等に関するさまざまな取り組みを実施し、児童・生徒にとって安全・安心な学級・学校づくりに努めてまいります。

次に、不登校の児童・生徒への対応と対策として、教育委員会では2023年度に学びの多様化プロジェクト2024－2028を策定し、町田市の不登校施策を集約・総括し、今後の取り組み事項を示しました。プロジェクトでは、「学校に行く子も行かない子も、安心して育つまちだ」を基本方針に掲げています。学校に行かない子どもたちのそれぞれが異なった状況にあるため、必要な学びや支援は異なります。子ども一人ひとりの状況に応じて多様な学びの場を確保し、その学びの場につながるような相談・支援に取り組んでおります。

また、学びの多様化プロジェクト2024－2028に基づき、学びの場の確保として、子どもたちが通いやすいよう、2024年4月に教育支援センター分室の「やどかり教室小山」

を開室しました。さらに2024年6月には、教育支援センターの通室が安定しない子どもたちへインターネット上の仮想空間であるメタバースを活用したオンライン支援も開始いたしました。

また、本年、先月、4月からは、いわゆる不登校特例校である学びの多様化学校の分教室版として、学びの多様化学校分教室を開設いたしました。さらに、保護者への支援を強化するため、不登校児童・生徒の保護者の会である保護者の集いを開始いたしました。不登校支援に関する情報を集約し、ホームページ上や学校を通じて保護者へ周知もしております。

学校においても、初期対応を強化するため、2024年度から不登校対応巡回教員の取り組みを始めております。不登校対応巡回教員は、拠点校と複数の巡回校を巡回し、不登校生徒の支援や魅力ある学校づくりの助言等を行い、校内外における組織的な支援体制の整備や不登校の未然防止の充実を図っております。町田市では2025年度から不登校対応巡回教員を増員し、全ての中学校を巡回しております。学校での基本的な対応を強化しつつ、子ども自身への支援の充実及び保護者支援もあわせて行うことで、子どもたちが安心して過ごせるよりよい環境づくりに取り組んでおります。

町田市新たな学校づくり推進計画は、全ての町田市立学校を対象に、少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると考えております。引き続き各地区において、保護者、地域の方、学校関係者の方々からさまざまなご意見をお聞きして、よりよい教育環境をつくっていきたいと考えております。

以上のことから、「子どもたちの命を守るために推進計画の見直しを求める請願」の願意には沿えないものと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 請願第13号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 日本全国の教育を取り巻く課題である子どもの不登校、いじめ、貧困、教員

の働き方、教員不足などは、これら全て学校規模に関係なく、いずれの学校でも起こっています。これらの課題はさまざまな方法で解決を目指してきているのですが、現状はその解決がなかなか難しく、増加したり、重大化したりしているのが事実であります。

町田市では、先ほど学校教育部長が回答したとおり、それぞれの課題に対して、独自の点も含め、多様な対策を工夫して、直接的な解決に当たるとともに、新たな学校づくり推進事業で、子ども、教員、保護者、地域との信頼関係づくりを深め、より豊かな人間関係を構築するということで、課題の解決を目指して進めているところです。

例えば、1人の担任教員だけで現在の子どもが抱える課題を解決することは大変困難になっているという先ほどの話ですけれども、近年、全国では、町田市の学校でも一部取り組み始めた例ですが、小学校の3～4人の教員による学年チーム担任制などの工夫をして、教員がチームとなってその子その子の指導に当たるということで、課題の解決を図るように努力しているところです。そして、この方法によって、まだ指導力が十分ではない若手教員の指導力を向上することにもつながっていく、このような考え方をしています。

現在と未来の子どもたちの教育をよりよくつくるには、これまでの学校や学校教育のあり方を生かしながらも、一部パラダイムシフトをし、新たな学校づくり推進計画で示している、その時代に求められている教育を進めていくことが、諸課題の解決に資すると考えています。したがって、本請願の願意には沿えないと思っております。

以上です。

○井上委員 このたびは貴重なご意見をありがとうございます。

まず、大前提に、いじめや自殺を防ぎ、子どもの命を守るべきであること、不登校児童・生徒への対応策が必要であることという点は、私たち教員委員会も同じ気持ちであると思います。部長やほかの委員からも説明があったように、それぞれに対策を考え、さまざまな取り組みを行っております。私たちも、けやき教室、くすのき教室や、やどかり教室小山を視察したり、フリースクールとの連携も進めております。そしてこれからもその努力は続けてまいります。

請願に「全ての学校を残すことができれば、安心して通える学校にできる」とありましたが、全ての学校がある現状で不登校児童・生徒が急増しているのですから、学校規模の問題ではないのです。学校は老朽化し、少子化が加速しており、教員の数も圧倒的に足りないのです。私たちも学校をなくしたいわけではありません。非常に残念ながら、全ての学校を残すことは困難な状況なのです。その中で最善の方法を探っていきたいと考えてい

ます。

また、4月に行われた文部科学省「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議において、基礎自治体の事例として、まちだの新たな学校づくりの取り組みを発表しました。

この会議は2015年に文科省が策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの改定を見据えた会議です。委員からは、町田市の取り組みを、座して目をつぶるのではなく、現実を見据えて先手を打つすぐれた取り組みであるといったコメントをいただいております。町田市だけでなく、いずれ全国的に統廃合は避けては通れない課題になってくると考えています。よって、請願者の願意に沿うことはできません。

私からは以上です。

○関根委員 それでは、今回の請願趣旨につきまして私の意見を述べさせていただきます。

貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

今回の請願の趣旨につきましては、新たな学校づくり推進計画の見直しをすることで、子どもの不登校や自殺を防ぎ、子どもたちの命を守ることができるというお考えでした。それにつきましては、先ほど学校教育部長が答弁でご説明したとおりであり、私も同意見でございます。

今現在、町田市におけるいじめ未然防止等に関する取り組みや、不登校生徒への取り組みについての施策は、組織マネジメントにおいても、教職員の対応力の向上においても、相談窓口の周知、保護者との連携の充実においても、大変充実しており、児童・生徒にとって、とても手厚い取り組みを行っております。

施策としてはしっかりと整えておりますが、私は、それよりもまず、教育の中で子どもたち自身の「生きる力」をしっかりと育むことが大事だと考えます。常日ごろ私が懸念していることは、学校でも人間関係がうまくつukれない子どもたちが増えており、個人個人のコミュニケーション能力が低下している現状です。

これは町田市だけではなく、全国的にも見られる傾向ですが、子どもたちの間で何かトラブルが起こると、すぐに感情的になり、心にもないひどい言葉で友達を傷つけてしまったり、自分の気持ちをうまくコントロールできず、また、人の気持ちを考える余裕もなく、知らず知らずのうちに敵をつくってしまい、結果、それがいじめにつながるケースも多々あります。いじめる側もいじめられる側も同じことです。そしてそれが不登校や自殺へ発展してりすることもあるかもしれません。そこに必要なことは、もっとたくさんの人と交

わり、お互いの考え方の違いを知り、受け入れ、尊重し合うような心を育てることではないでしょうか。

子どもたちには、自分の気持ちを大事にして、それをうまくコントロールする力を身につけ、よりよい人間関係を築くことができるような、例えば「アンガーマネジメント教育」のような取り組みを取り入れている学校もあります。自分の気持ちとしっかり向き合い、その気持ちを整理し、相手の立場に立って物事を考えたり、判断できるコミュニケーション能力を高めていくことは、よりよい人間関係を構築していく上で、とても有意義だと思います。このような素地を蓄えた子どもたちがふえると、いじめや不登校、自殺も防ぐことができ、町田の子どもたちの健やかで健全な成長につながっていくのではないかと思います。

したがいまして、今回の本願意そのものの実現性、妥当性につきましては願意に沿えないものと考えます。請願者の方におかれましては、今後とも私たちとともに町田市の子どものために、ぜひともお力添えをいただければありがたいと存じます。

私からは以上です。

○森山委員 まず、今回、子どもたちの命を守るために推進計画の見直しを求めることについての意見陳述をいただき、ありがとうございました。本請願は、子どもの不登校あるいは自殺を防ぐということで、子どもの命を守るために新たな学校づくり推進計画の見直しを求めるものと理解をいたしました。

事前に本請願書を熟読いたしました。本日の意見陳述、そして、学校教育部長の本日の答弁の中でも、特に町田市の不登校児童・生徒への取り組みについては、学びの多様化プロジェクト2024－2028に基づいて、学びの多様化学校・分教室等の開設を初め、さまざまな取り組みが現在しっかりと進められております。そのようなことから、私は今回の請願者の願意には沿えないものと判断をいたしました。

以上です。

○教育長 ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見等を踏まえ、いずれも本請願の願意については不採択の旨のご意見と受けとめております。本請願につきましては、不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第13号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第13号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず、私からご報告をさせていただきます。

お手元の「主な活動状況」をご覧くださいと思います。

私からは1件報告をさせていただきます。

先ほど井上委員からもございましたが、4月21日に文部科学省において開催された「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議に招かれました。学校教育部長とともに参加し、本市の、まちだの新たな学校づくりの取り組みについて発表をしてまいりました。文部科学省としても、これからの少子高齢化や学校施設の老朽化を迎えるに当たり、学校の適正規模・適正配置のあり方は喫緊の課題であることを改めて認識しました。

また、座長の貞廣斎子千葉大副学長からも、この課題に対して、本市の取り組みについて、座して待つのではなく、先進的な取り組みを進めていることを価値づけるご意見もいただきました。教育委員会としても、これからはしっかりと取り組んでいく必要性を感じたところです。

私からの報告は以上でございます。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

次に、委員の皆様からご報告をお願いいたします。

○井上委員 私からは2点お話しいたします。

まず、4月19日、町田市小学校科学教育センターの開講式がありました。科学に興味のある有志の小学校5年生たちが集まり、皆、最初は緊張の面持ちでしたが、先生方の話にうなずき、昨年度の受講者の成果発表に興味深く前のめりに眺めていました。実は今年度、我が子が町田市少年少女発明クラブを受講しておりまして、こちらも水ロケットをつくったり、工作用紙で橋をつくったり、科学に通じるところがある物づくりをしていくクラブです。どちらもただ講座を受けるだけでなく、これから起こるワクワクを楽しんで、

新しい発見をたくさんし、ぜひ各学校にも持ち帰ってもらえたらいいなと思います。

次に、4月28日の東京都市町村教育委員会連合会についてです。昨年度もブロック研修会や理事研修会などを通し、教育委員として自己研鑽に励んでまいりました。また、不登校児童・生徒の対応策など情報共有を図ってきました。一個人では他自治体の教育委員と連絡をとることはなかなか難しいことですので、連合会に参加していてよかったと感じました。今年度も常任理事と研修推進委員を仰せつかりましたので、町田市の特色ある取り組みを紹介しつつ、横のつながりを生かし、他市のすばらしい取り組みや考え方にも触れ、よい刺激を受けながら尽力していきたいと思っています。

私からは以上です。

○関根委員 私からは活動の中から幾つかご報告をさせていただきます。

4月23日には学校支援ボランティアコーディネーター説明会にお伺いし、ご挨拶させていただきました。今年度の活動を始めるに当たり、町田市60校の小・中学校のVCが一堂に会しました。町田市には全ての小・中学校にVCが在籍しており、他地区ではなかなか見られない教育委員会からの委嘱派遣という形での町田市独自のシステムがあります。ゆえに各VCそれぞれが誇りを持って仕事に携わることができております。VCそれぞれが意識を高く持ち、学校の教育目標をしっかりと理解した上で、地域学校協働活動を支えてくださっていることに心から感謝を申し上げたいと思います。

VCへの委嘱書交付の後、今年度の町田市学校支援センターや全体の事業についての説明があり、地域学校協働本部としての事業の実施要綱やその活動予定について、またVCが果たす役割などを再確認いたしました。その役割とは、さまざまな体験を通して、子どもたちの規範意識やコミュニケーション能力を育成するとともに、よりきめ細やかな教育ができるよう、地域人材や資源をコーディネートすること、また、学校が教育活動に一層力を注げるよう、地域住民による学校支援をコーディネートすること、そして、地域住民の生涯学習の成果を生かし、自己実現や生きがいの場となる学校支援の場をコーディネートすることです。

地域と学校のつなぎ役としての役割意識をしっかりと持ち、学校との連携を密にして、地域で得た情報を学校と共有しながら、それぞれの学校における活動の目的や狙いについて、学校とVCの双方がしっかりと理解しあうことが大切です。その上で、ボランティアや講師の方々を通して、子どもたちの学びにつなげていくなど、今年度も町田市全体の活発な地域学校協働活動に向けて決意を新たにする場となりました。今後も教育委員会と力を合

わせ、さらなる活動の充実につなげてまいりたいと思います。

4月21日に行われた文部科学省による「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議にて、町田市教育委員会教育長と学校教育部長による「まちだの新たな学校づくり・地域活用型学校の実現に向けて」の発表がございました。発表後には、参加された方々より、町田市は今の困難な状況にありながら、座して待つのではなく、子どもたちのことを一番に考え、逆境の中でも、真逆の攻めの形でさまざまな施策を進めていて、とてもすばらしいという趣旨の言葉をいただき、拝聴している私もとても誇らしく感じました。

4月24日には、東京都教育委員会による令和7年度教育施策連絡協議会がありました。東京都知事の小池百合子氏の言葉の後、今年度の東京都の主な教育施策について、そして東京都教育施策大綱についてのご説明をいただき、最後には、「教育のイノベーション〜デジタルとリアルの融合で教育の未来を考える〜」と題して、デジタルハリウッド大学の佐藤教授と東京都教育会のタケザワ氏の対談を拝聴しました。一連の流れの中で、これはもう既に町田市で実施しているものだという部分が多々あり、私たち町田市教育委員会が全国に先駆けて推し進めている教育活動は、決して間違っていないということを実感し、さらに背中を押された感覚になりました。今後も子どもたちにとって今何が必要なのか、何が一番大事なのかを第一に考えて、よりよい町田市の教育に尽力したいと思います。

私からは以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

私並びに委員の皆様の報告につきまして、何かご質問等がありましたらお願いします。
――よろしいでしょうか。

また、そのほか事務局も含めて報告等ございますでしょうか。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第5号、第6号につきましては、関連する議案でございますので、一括してご説明させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、この2件の議案について、学校教育部長からご説明をいたします。

○学校教育部長 議案第5号、議案第6号についてご説明いたします。

本２件の議案につきましては、教育委員会定例会において審議する請願に関する規定を改正するものでございます。

初めに、議案第５号「町田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、請願者の意見陳述に関する規定を改めるため、改正するものです。

１枚おめくりください。

２「改正内容」でございます。

限りある会議時間の中で、より多くの請願者に請願の事情を述べる機会を確保するため、町田市議会における意見陳述の時間を参考に、請願者が請願の事情を述べることができる時間を５分以内に改めます。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。

なお、この規定は交付の日から施行いたします。交付は２０２５年５月１２日を予定しております。

次に、議案第６号「町田市教育委員会請願等取扱要項の一部改正について」、ご説明いたします。

本件は、教育委員会定例会で審議する請願に関する規定を改めるため、改正するものです。

１枚おめくりください。

２「改正内容」でございます。請願の受理から開催日までの事務処理期間を確保するため、町田市議会における請願提出期限を参考に改正をいたします。

（１）教育委員会定例会に付議する際の請願受理日を開催日の１０日前（土日祝日を除く）に改めます。

（２）その他文言の整理を行います。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。

さらにもう一枚おめくりいただきますと、改正前の現在の要綱を参考に添付しております。

なお、この要綱は２０２５年５月１２日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの２件の説明に関して何かございましたらお願いい

たします。ーよろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第5号、第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第7号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○学校教育部長 議案第7号「町田市学校安全衛生推進会議及び衛生委員会規程の一部を改正する規程について」、ご説明申し上げます。

本件は、町田市学校安全衛生推進会議の委員の人数を変更するため、改正するものです。

1枚おめくりいただきまして、2「改正内容」についてでございます。

町田市学校安全衛生推進会議の委員のうち、都費負担教職員の代表の人数を8人から7人以内に改めます。

内訳といたしましては、学校事務職員の業務負担軽減のため、町田市公立学校事務職員会の代表を2名から1名に改めるものです。

3「施行期日」ですが、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

もう一枚おめくりいただきますと、こちらは改正前と改正後の規定につきまして表でまとめたものになります。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。ーよろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第9号を審議いたします。本件については生涯学習部長から説明いたします。

○生涯学習部長 議案第9号「第33期町田市文化財保護審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

本件は、2025 年 5 月 31 日をもって町田市文化財保護審議会委員の任期が満了するため、町田市文化財保護条例第 48 条及び第 52 条の規定に基づき、委員として委嘱するものでございます。

任期は 2025 年 6 月 1 日から 2027 年 5 月 31 日までです。

1 枚おめくりください。

委員一覧でございます。7 名のうち 5 名は再任、2 名が新任となります。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第 9 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

次に、日程第 3、報告事項に入ります。

まず、報告事項（1）について、担当者から報告をさせていただきます。

○新たな学校づくり推進課長 それでは、報告事項（1）「2025 年度の本町田ひなた小・町田第三小・成瀬小における『荷物らくらく登校』の実施について」、ご報告いたします。

「報告事項－1」の資料をご覧ください。

これまで教科書やノート、その他の教材などを学校に置いて帰るいわゆる置き勉の推奨により、児童の通学時の負担軽減について検討を行ってまいりました。今年度、2025 年度は、本町田ひなた小・町田第三小・成瀬小において、これまでの検討を踏まえまして、「荷物らくらく登校」を実施いたします。さらに、今年度実施いたします 3 校での結果を踏まえまして、市内の全ての小学校での「荷物らくらく登校」の実施を検討してまいります。

初めに、1「実施概要」からご説明いたします。

（1）では、「実施方針」といたしまして、荷物の重量の目安を、低学年は 3 キログラム、中・高学年は 4 キログラムといたしました。

（2）では、「実施方針に基づく取組」として、実施方針を実現していくために、原則として、学校にて各曜日の「持ち帰るものリスト」を作成し、教員、保護者それぞれが児

童の荷物の確認を行い、取り組みの定着化を図ってまいります。

具体的に低学年につきましては、原則として、Chrombook は学校のみ使用とし、登下校時の基本的な荷物としては、資料に記載のとおりとしております。中・高学年につきましては、宿題を、Chrombook を用いる場合と、教科書を用いる場合とを明確化して、Chrombook を持ち帰る日には教科書を持ち帰らない、また、教科書を持ち帰る日にはChrombook を持ち帰らないことを基本といたします。低学年と同様に、中・高学年の登下校時の基本的な荷物は資料に記載のとおりとなっております。

次に、2「検討・実施スケジュール」です。資料記載のスケジュールのとおり取り組みを進めてまいります。7月中旬から下旬にかけて取り組みを実施する3校の教員や保護者へアンケートを実施いたします。このアンケートを参考にいたしまして、9月には市内の全ての小学校での実施に向けた検討を行い、翌年、2026年1月には実施方針を決定し、新年度の4月からは、市内の全ての小学校において本取り組みを実施したいと考えております。

ご報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問などございましたらお願いいたします。

○井上委員 「検討・実施スケジュール」のところに「3校の教員及び保護者へのアンケート」とありますが、アンケートの内容はどのようなものでしょうか。

○新たな学校づくり推進課長 現在このアンケートの内容については検討しているところではございますが、今検討している学校の教員へのアンケートでは「持ち帰る物リスト」を活用し、置き勉強はできているかという問いや、置き勉強の推進のために工夫した点、こういったものを伺っていきたいと考えております。また、家庭や保護者の皆様へのアンケートとしましては、子どもたちの荷物は実際に軽くなったと思うか、家庭学習、いわゆる宿題で苦労した点や気になる点はあるか、こういったことを現在アンケートとしては考えており、今後さらにアンケートの内容につきましては精査していきたいと考えております。

○井上委員 学校側と保護者側の意見をすり合わせ、子どもたちの学びに支障のないよう、引き続き全小学校での実施に向けて調整を重ねていってほしいと思います。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（2）について、担当者からご報告いたします。

○施設課長 「『町田市新たな学校づくり推進計画』の一部修正に伴う関連計画の改訂について」、ご報告いたします。

町田市新たな学校づくり推進計画を2025年4月に一部修正したことに伴い、「町田市立学校個別施設計画～学校整備計画編～」と「今後の町田市立小中学校のプール整備方針」の改訂を行いました。

まず、「町田市立学校個別施設計画～学校整備計画編～」についてご説明いたします。この計画は学校の建替えや改修工事の時期などの具体的な内容をまとめたもので、2021年5月に策定しております。今回、町田市新たな学校づくり推進計画の一部修正で、整備する地区の優先順位が変更されたことに伴い、建替え時期や事業費の見直しを行いました。

改訂の主な内容につきましては、まず、1－4ページをご覧ください。3－1「全体事業費について」、昨今の建設費の高騰を踏まえた内容としております。

次に、1－5ページをご覧ください。3－2「学校整備内容と計画表」につきましては、推進計画の一部修正に伴い、(1)「建替え」のスケジュールの見直しと、1－6ページの(3)「リニューアル工事」の追加等を行っております。

1ページ目にお戻りください。

続きまして、「今後の町田市立小中学校のプール整備方針」についてご説明いたします。この方針は、プールの屋内化・集約化を基本的な方針として2024年3月に策定しております。今回、推進計画の一部修正に伴い、この方針も改訂しております。

改訂の主な内容といたしましては、当初の方針では、事業期間を学校統合が完了する2040年度までとしておりましたが、推進計画の一部修正に伴い、第3期の建替えの完了が想定される2043年度までとし、事業費、整備スケジュール等を見直しました。

まず、2－11ページをご覧ください。3「事業費」につきましては、建設費の高騰を踏まえた内容としております。

(2)「事業費の比較」をご覧ください。改訂前と同様、本方針での整備計画が2043年時点で最もコストが低いものとなっております。

次に、2－14、15ページをご覧ください。4－2－2「集約するプールの対象校」につきましては、表8から表10にお示ししているとおり見直しを行っております。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（３）について担当者からご報告いたします。

○学務課長 報告事項（３）、2025 年 4 月に実施しております通学費補助金支給要綱の一部改正についてご報告いたします。

まず、1「改正内容」についてですが、以下の５点でございます。

1 点目は、学校統合時の特例措置の適用を受けた者及びその弟妹を支給対象に加えしました。

2 点目は、補助基準額を変更いたしました。

3 点目は、申請において提出が必要な資料を明確にいたしました。

4 点目は、申請方法を変更いたしました。

5 点目は、支給決定時期を変更いたしました。

それぞれ改正の背景、理由についてご説明いたします。

まず、（１）ですが、通学費の補助金は、住所により定められた指定校に通学する場合や小規模特認校への通学、特認地区から通学区域外の学校に通学する場合に支給しております。これに、学校統合等に伴う通学区域変更地域に居住する者が、特例措置として、変更後の指定校ではなく、変更前の学校にそのまま通学する場合も補助の支給対象といたしました。また、その特例措置の対象者が当該通学校に在学中に弟妹が入学した場合、その弟妹も対象といたしました。

2 ページをご覧ください。事例といたしまして、黄色い枠ですが、山崎町にお住まいの児童が、変更後の指定校である七国山小ではなく、変更前の旧本町田小であります本町田ひなた小へ通学する場合を記載しております。

次に、（２）について、これまで1カ月の通学定期代金を補助基準額としておりましたが、長い期間の定期券を購入するほど補助割合が高くなるため、支給金額の合理性に課題があったことから、通学定期購入実費額を基準とする方式に変更いたしました。

次に、（３）につきましては、これまで補助金申請の際に、通学定期券を購入していることの証明として、通学定期券の金額及び有効期間を示す資料、金額式ＩＣ定期券内容控え等、レファレンスと言っておりますが、その提出を申請者に求めておりましたが、その根拠が不明瞭であったため、要綱に明文化いたしました。

次に、（４）につきましては、これまでは学校に配布していた紙の申請書に保護者が記入して、学校で受け付け、申請内容の確認後に、学校から教育委員会に提出する方式で手

続をしておりましたが、その煩雑さが課題と思っておりました。こちらをオンライン申請により、保護者から教育委員会へ直接申請する方式に変更しております。ただ、紙の申請書は引き続き学校に配置しておりまして、オンライン申請が苦手な場合でも申請ができるようにしております。

次に、(5)につきましては、支給決定時期について、これまでは学期ごとに対象月を算定して支給しておりましたが、学期をまたぐ定期券を購入した場合、学期ごとに案分して支給をしておりました。これは支給した際の金額に、購入実費額と開きがあったため、保護者にわかりづらく、また、支給する事務も煩雑になっておりました。そこで、通学定期券購入の実費額の3分の2の金額を一度に支給できるよう、また、支給事務の簡素化のために、定期券の有効期間終了後にまとめて支払う方式に変更いたしました。下の表は、4月から6カ月間の通学定期券を購入した事例で、改正前と改正後の支給月を示したものでございます。

次に、4ページ目以降は、支給要綱の新旧対照表により、改正箇所を明示したものでございます。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(4)について、担当者からご報告いたします。

○指導室長(兼)指導課長 私からは、報告事項(4)「町田市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討報告書について」、ご報告させていただきます。

町田市では、2023年度から町田市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向け、部活動地域連携検討委員会を設置し、協議及び検討をしてまいりました。このたび本検討委員会における協議及び検討内容につきまして報告書にまとめましたので、ご報告させていただきます。

まず、「報告書作成の目的」ですが、東京都が示している「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を踏まえ、町田市の実態に合った地域連携・地域移行を実現するための取り組みについてまとめました。

地域連携につきましては、学校教育の一環として行われる部活動において、地域の多様

な人材を活用した部活動指導員や外部指導者の導入など、学校で運営・実施するもの、一方、地域移行とは、地域の多様な人材や団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動としております。

今年度の取り組みにつきましては、町田市における地域連携の方針を決定していくとともに、休日（土曜日を含む）の部活動の地域連携の試行・検証をまいります。地域連携モデル校の取り組みといたしましては、部活動の指導を希望する教職員と近隣大学の学生、地域人材、民間事業者等が指導に携われるように運営体制を構築し、部活動の指導を希望しない教職員が、休日（土曜日を含む）の部活動に携わらないようにまいります。

また、地域連携モデル校以外の取り組みといたしましては、部活動の設置数の見直し、また、特色のある部活動としまして、拠点校方式や合同部活動等へスムーズに移行できる体制を構築していくこととしております。

今後の計画につきましては、2029 年度に部活動の地域移行を目指し、国・都の方向性を確認しながら、進捗状況を検証し、さらに改革をまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局から何かございましたらお願いいたします。——特にはございませんでしょうか。

休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時00分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時02分閉会